

阿久根市告示第79号

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

阿久根市長 西平良将

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の夏季の異常高温等の影響により、農産物等の生育不良による収量の減少や品質低下等が発生する中、経営の維持及び継続を確保するとともに、高温障害対策資材を購入する市内農業者を支援するため、予算の範囲内において、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する農業者のうち認定農業者又は認定新規就農者（以下「農業者」という。）とする。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
4月から10月までの間に支払い、又は請求のあった高温障害対策の用に供する別表に定める補助対象資材の費用	補助対象経費の2分の1以内（その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。）	5万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする農業者は、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 阿久根市農作物高温障害対策支援事業実績書(別記第2号様式)
- (2) 領収書又は請求書
- (3) 補助金の振込みのための金融機関口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書(別記第3号様式)により申請をした農業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた農業者は、補助金の請求に当たって、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、阿久根市補助金等交付規則第14条の規定による手続を省略し、補助金を交付することができる。

(農協による交付申請)

第8条 第4条の規定にかかわらず、農業者が鹿児島いずみ農業協同組合(以下「農協」という。)から補助対象資材を購入した場合には、農協が当該補助対象資材を購入した農業者に係る補助金の交付申請を一括して行うことができる。この場合において、同条中「農業者」とあるのは「鹿児島いずみ農業協同組合(以下「農協」という。)」と、同条第2号中「領収書又は請求書」とあるのは「販売実績一覧等の書類」と、第5条及び第6条中「農業者」とあるのは「農協」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表（第3条関係）

補助対象資材

タイベックシート、チョーハンシャ、寒冷紗、ら〜くらくスーパーホワイト、かぼちやまもるテープ、みかんまもるテープ、ホワイトコート、サビケア、サンテ、その他専ら高温障害対策の用に供するもので市長が必要と認める資材

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

申請者 住 所（所在地）
氏 名（名称等）
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付申請書

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金の交付を受けたいので、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
総 事 業 費	金 円
補 助 対 象 額	金 円
交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 阿久根市農作物高温障害対策支援事業実績書 （別記第2号様式） <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 金融機関口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※ 農協が請求する場合にあつては、領収書及び請求書に代えて、販売実績一覧等の書類を添付すること。

第2号様式（第4条関係）

阿久根市農作物高温障害対策支援事業実績書

1 事業実施主体

住 所	
氏 名	

2 実施内容

購 入 日	年 月 日
購 入 先	
資 材 名	
数 量	
購 入 金 額	円

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定し、その交付額は交付決定額と同額に確定したので、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額 円

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称等）

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあつた阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金について、阿久根市農作物高温障害対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の振込みを希望する口座

金融機関名 （支店名含む。）	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	